単　位　事　務　名	
物品の不用の決定 物　品　の　売　払	
根拠及び参考法令	家畜伝染病予防法　【第１６条，第１７条，第２０条】 と畜場法　【第１３条】 地方自治法　【第２３９条２項】 地方自治法施行令　【第１７０条の２，第１７０条の４】 鹿児島県会計規則　【第１２８条，第１２９条 】 鹿児島県会計規則施行指針　【第７６】
項　目	処　理　方　法
関係職員の譲渡受けの制限	物品に関する事務に従事する職員は，その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。【地方自治法第２３９条２項】 関係職員の譲渡受けを制限しない物品 １　政令で定める物品 （１）証紙その他その価格が法令の規定により一定している物品 （２）売払いを目的とする物品又は不用の決定をした物品で普通地方公共団体の長が指定するもの 【地方自治法施行令第１７０条の２】 ２　知事が指定する物品 （１）試験，実習等の目的をもって生産された物品でその目的を達したもの （２）その他知事が承認した物品 【会計規則第１２８条】
物品の不用の決定	物品は売払いを目的とするもののほか，不用の決定をしたものでなければ売り払うことができない。【地方自治法施行令第１７０条の４】
不用の決定等の基準	１　物品の不用の決定は，次に掲げるものについて行うことができる。 （１）供用の必要がない物品 （２）損傷している物品で，修理，改造，加工等に要する経費が新たに購入する経費に比較して得失相償わないもの （３）生産物でその目的を達したもの （４）その他知事が承認した物品 ２　不用の決定は，物品出納命令簿又は生産物処理票により処理しなければならない。 この場合において，売り払うことが不利若しくは不適当と認める物品又は売り払う価値のない物品については当該帳簿又は帳票により廃棄することができる。 【会計規則第１２９条】 ３　物品の不用の決定を行うときは，当該物品を必要と見込まれる他の所属と連絡をとり，保管転換の要否等を考慮したうえで処理すること。　【施行指針第７６（１）】 ４　家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第１６条，第１７条および第２０条並びにと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１３条の各規定により緊急と殺をした場合，事後速やかに不用の決定手続をとること。　【施行指針第７６（２）】

項　　目	処　　理　　方　　法

5　車両（事業建設機械を含む。）を処分するときは，道路運送車両法に規定する一時抹消登録申請等を行う必要があるので，管財課長（警察本部，警察学校及び警察署にあっては警務課長）に依頼すること。

ただし，小型特殊自動車及び原動機付自転車については，市町村の定めるところにより，各所属において必要な手続きを行うこと。　【施行指針第７６（６）】

6　自動車を譲渡するときは，譲受人に対し,「登録識別情報等通知書（一時抹消登録をした自動車に限る。)」及び「譲渡証明書（軽自動車の場合にあっては,「自動車検査証返納証明書」等）を確実に交付すること。

なお，譲渡証明書の発行（軽自動車の場合にあっては，自動車検査証返納確認書への押印）は，管財課長（警察本部，警察学校及び警察署にあっては警務課長）に依頼すること。　【施行指針第７６（７）】

産振の場合，処分制限期間内（○印）であって取得価格が５０万円未満（○印）であれば，処分制限は「無」である。

※
処分制限期間中は文部科学大臣の承認を得ないで処分することはできない。

参考

国庫補助対象設備処分期限　　価格＝購入価格

	処分制限期間		１個又は１組の取得価格		処分制限の有無
産振用設備	期間内	経　過	５０万円未満	５０万円以上	
	○		○		無
	○			○	有
		○	○		無
		○		○	無（ただし県教委に対して報告書を提出する。）

期間＝購入した年月日から

※　昭和４５年度以前に取得した設備については取得価格は５万円と読み替える

※　処分期限期間（耐用年数）は産振執務提要に定める期間。

	処分制限期間		１個又は１組の取得価格		処分制限の有無
理振用設備	期間内	経　過	５０万円未満	５０万円以上	
	○		○		無
	○			○	有
		○	○		無
		○		○	無

※　昭和４５年度以前に取得した設備については取得価格は５万円と読み替える

項　　目	処　　理　　方　　法

教材用設備	処分制限期間		1個又は1組の取得価格		処分制限の有無
	期間内	経過	５０万円未満	５０万円以上	
	○		○		無
	○			○	有
		○	○		無
		○		○	無

※　昭和４５年度以前に取得した教材については取得価格は５万円と読み替える

処分制限財産の名称等			処分制限期間
施設・設備名	財産名	構造・規格等	
教材用設備	機械・器具	据え付けを要するもの	１０年
		据え付けを要しないもの	８年
	模型		６年

※　「教材用設備」とは，特別支援学校における補助事業である。

産振・理振備品の廃棄手続きについて

1　産振備品の廃棄

（1）文部科学大臣の承認を必要とする場合

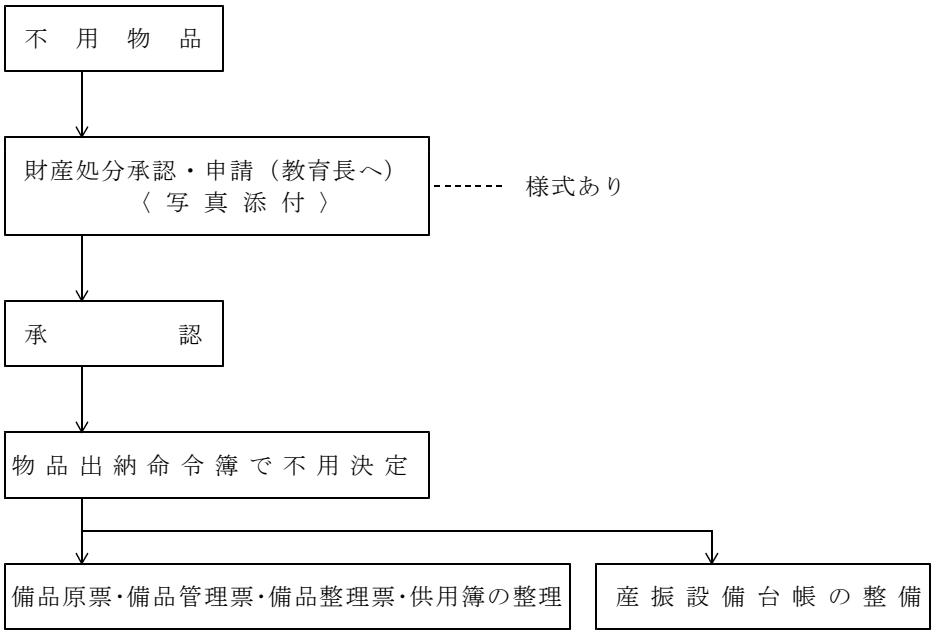

（2）文部科学大臣の承認を必要としない場合

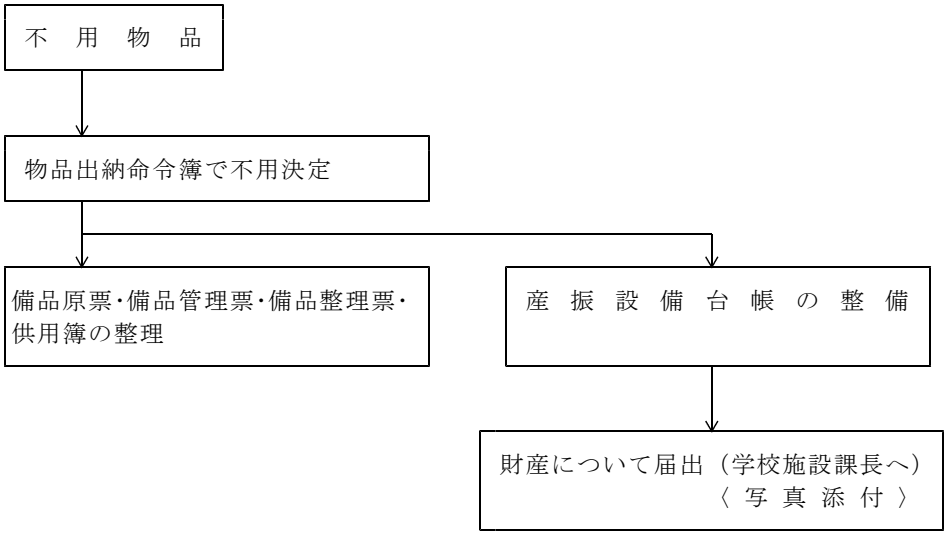

2　理振備品の廃棄

（1）文部科学大臣の承認を必要とする場合

産振備品の場合に同じ（だだし財産処分申請の様式は定められていない。）
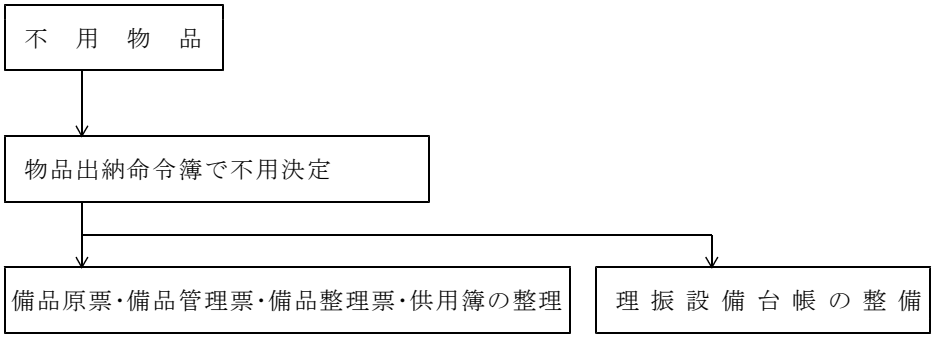
（2）文部科学大臣の承認を必要としない場合